議案第2号から議案第9号までの8件について、審査の経過と 結果をご報告いたします。

まず、『議案第2号 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、本年4月1日に施行される育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例 の一部を改正するものです。

委員会では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置とは具体的にどのようなことか、との質疑があり、執行部からは、育児休業取得経験者の体験談を冊子にまとめ、制度の概要と併せて、職員が閲覧できるシステム内に掲載し、周知を図り、取得勧奨を行うことを検討している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第3号 筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正

するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、『議案第4号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条 例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件も、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、市 長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の 一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、『議案第5号 筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるとともに、 人事院勧告に基づく 国家公務員の給与改定を踏まえ、職員の期末 手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものでござい ます。

委員会では、祝日法を考慮した算出方法にすることで、どれほど 差が生じるのか、との質疑があり、執行部からは、時間外勤務の単 価が1人あたり、およそ165円から170円程度上昇し、年間で は1,100万円から1,200万円程度の上昇を見込んでいる、 との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第6号 筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、職員等が業務のため宿泊を伴わない出張をした場合に支給している日当を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、当該日当を年間でどれほど支給しているのか、との質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルスの影響で、研修や会議等が減っているが、令和2年度の実績は約230万円であるとの、答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第7号 筑紫野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、本年4月1日より行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。 次に、『議案第8号 筑紫野市生涯学習センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告 いたします。

本件は、さらなる男女共同参画社会づくりに向けた環境整備の一環として、女性センターの名称を男女共同推進センターに改めるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、新たなセンターの名称が決まったプロセスや男女共同参画社会基本法の名称に統一しなかった理由は、との質疑があり、執行部からは、女性だけではなく、すべての方が生きやすい社会を作るという理念のもと、女性センターの名称を変更する議論はしていたが、男女共同参画という言葉が行政用語であり、市民から分かりにくいとの声があること、また、男女ともに生きやすい社会を作っていくという意図から、新名称に改めることとなった、との答弁がありました。

また、一委員から、今後、当該センターに職員を常駐させることによって、いろいろな方が立ち寄りやすい環境になるのでは、との質疑があり、執行部からは、職員は常駐していないが、施設の中に誰でも気軽に入りやすいような雰囲気づくりを進め、活用できるような体制を整えていきたい、との答弁がありました。

また、一委員から、男女間の格差をなくす目的であれば、市単独ではなく、より大きな取組が必要ではないか、との質疑があり、執行部からは、国県市においてそれぞれの役割、課題、意識等があるので、男女共同参画社会の実現にむけて連携し取組みたい、との

答弁がありました。

討論では、筑紫野市においてジェンダーギャップを縮めるために、 センター名称変更は課題であり、この条例改正をきっかけにジェン ダーギャップをなくすべく様々な施策を実現し、その後は、多様性 の問題を考えるきっかけとなることを期待している、との賛成討論 がありました。

採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決 しました。

次に、『議案第9号 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険 税の税率等を改正するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正 に伴い、未就学児に係る保険税均等割額が軽減されるため、条例の 一部を改正するものです。

執行部からは、一人当たりの医療費の増加等の理由により、令和 3年度以降の税率を据え置いた場合、一般会計からの赤字補填のための繰入れが引き続き残る見込みであること、また、国民健康保険加入者ではない市民の税金を国民健康保険事業運営に使用しなければならない状況となっており、この赤字を削減解消する必要があること、特に後期高齢者支援金分と介護納付金分の保険税が不足していることから、国民健康保険税の税率等の改正を行うとの説明がありました。 委員会では、国民健康保険加入者は収入ゼロ世帯が多いとのことだが、どのような方か、との質疑があり、執行部からは、例えば学生や、退職したての方で貯蓄や雇用保険等で生活している方、また、年金受給者で所得に直すとゼロ円となる方も含まれる、との答弁がありました。

また、一委員から、人口が増加しているが国民健康保険加入者が 減少している理由は、との質疑があり、執行部からは、社会保険の 加入要件が緩和されたこと、また、団塊の世代が後期高齢者医療制 度へ移行していることが要因である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号及び議案第11号の2件について、審査の経過と 結果をご報告いたします。

まず、『議案第10号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算 (第12号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算として、基金積立事業を18億 1,753万8千円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金の臨 時的なものとして2億4,916万1千円の増額など、歳入予算と して、地方交付税6億2,207万3千円の増額などをするもので す。

委員会では、地方交付税の増額理由は、との質疑があり、執行部からは、国の令和2年度決算剰余金が増えたこと、また、令和3年度の国税収入が増加したことで地方交付税の法定率分が増加となり、国の補正予算にて普通交付税が増額されたためである、との答弁がありました。

また、一委員から、臨時財政対策債の減額理由は、との質疑があり、執行部から、約4億8,300万円は、交付税措置されないこととなっているので、借りないこととしたためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。 次に、『議案第11号 令和3年度筑紫野市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第3号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算では、保険給付費等交付金償還金 1億1,226万5千円の増額など、歳入予算では、一般被保険者 国民健康保険税9,936万6千円の減額や、一般会計繰入金2億 4,916万1千円の増額などをするもので、歳入歳出それぞれ 1億1,013万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 100億6,649万6千円とするものです。

委員会では、新型コロナウイルスによる保険税減免申請は何名ほどあったのか、との質疑があり、執行部からは、2月末時点で103件であり、減免額は約1,750万円である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

『議案第13号 令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算では、令和3年度の負担額が確定したことによる広域連合納付金751万9千円の増額、歳入予算では、事務費繰入金3,714万5千円の減額や後期高齢者医療決算剰余金返還金4,466万4千円の増額をするもので、歳入歳出それぞれ751万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,169万2千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

議案第15号から議案第17号の3件について、審査の経過と 結果をご報告いたします。

まず、『議案第15号 令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、先進地視察の中止に伴う特別旅費の減額補正 及び繰越金増額に伴う積立金の増額補正等で、歳入歳出予算の総額 をそれぞれ28万5千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 335万3千円とするものです。

なお、この予算は2月22日に開催された管理会の同意を得て、 提案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、『議案第16号 令和3年度筑紫野市御笠財産区特別会計 補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、立木売払収入の増額補正及び繰越金増額に伴う積立金の増額補正等で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ300万8千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,027万8千円とするものです。

なお、この予算は2月16日に開催された管理会の同意を得て、

提案されました。

委員会では、立木売払収入が増額している理由は、との質疑があり、執行部からは、杉、ヒノキの売却価格が想定より高かったことが要因である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第17号 令和3年度筑紫野市平等寺山財産区特別 会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、森林保険の継続加入の見送り及び育林事業委託料の確定による減額補正等で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ668万6千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,876万7千円とするものです。

なお、この予算は2月21日に開催された管理会の同意を得て、 提案されました。

委員会では、森林保険の継続加入を見送る理由は、との質疑があり、執行部からは、財政状況を勘案し、保険に入るメリットとそれ以外の部分を考慮した結果、加入を見送った、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

議案第21号及び議案第22号の2件について、審査の経過と 結果をご報告いたします。

まず、『議案第21号 令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本件は、保険給付事業が主なものであり、歳入歳出予算の総額を それぞれ100億1,849万9千円とするものです。

委員会では、歳入予算の保険給付費等交付金のうち、保険者努力 支援分とはどのようなものか、との質疑があり、執行部からは、保 険者が、医療費の削減に対してどれだけ努力したか、その効果や実 績に基づいてポイントが付与され、それに基づいて与えられる交付 金である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第22号 令和4年度筑紫野市住宅新築資金等貸付 事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、貸付金の償還が主な事業であり、歳入歳出予算の総額 をそれぞれ175万6千円とするものです。

委員会では、償還金は何人分であるか、との質疑があり、執行部からは、14名分である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

『議案第25号 令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。本予算は福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、歳入歳出予算をそれぞれ25億8,343万9千円とするものです。

委員会では、郵便料の増額理由は、との質疑があり、執行部からは、例年7月に保険証を送付しているが、10月1日から、一定以上所得がある方の医療費窓口負担割合が2割となるため、令和4年度には保険証を2回送付するためである、との答弁がありました。 討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号から議案第30号までの3件について、審査の経過 と結果をご報告いたします。

まず、『議案第28号 令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額を296万7千円とするものであり、湯町にある駐車場の維持管理が主な事業です。

なお、この予算は2月22日に開催された管理会の同意を得て、 提案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、『議案第29号 令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計 予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額を353万1千円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は2月16日に開催された管理会の同意を得て、 提案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。 次に、『議案第30号 令和4年度筑紫野市平等寺山財産区 特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額を284万2千円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は2月21日に開催された管理会の同意を得て、 提案されました。

委員会では、基金を取崩して運営しているが、基金残高は、との 質疑があり、執行部からは、昨年度末時点で約5,900万円であ る、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

『議案第33号 令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第1号)』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出予算として、地図情報公開システム導入事業4,400万円の増額、観光施設管理運営事業1,514万3千円の増額など、歳入予算として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,915万5千円の増額などをするものです。

委員会では、観光施設管理運営事業について、JR二日市駅東口トイレをどのように改修するのか、との質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルス感染予防のため、床面の乾式化や便器の洋式化等を行い、また、新たに多目的トイレのオストメイト対応や、ベビーシート等の設置を行う予定である、との答弁がありました。

また、一委員から、図書館電子書籍導入事業について、サービス開始時期は、との質疑があり、執行部からは、令和4年9月ごろから運用を開始したいと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。